

教育委員会に関する事務の
点検・評価報告書

平成25年2月

島田市教育委員会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

はじめに

島田市教育委員会では、毎年教育方針を定めるとともに、その具体的な計画を載せた『島田の教育』を発行しています

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、学識経験者の意見を参考に自己点検及び評価を行い、その結果をまとめた報告書を議会に提出するとともに公表することになっています。

島田市教育委員会の点検・評価の特徴は、外部評価の結果をより迅速に次年度の運営に活かせるよう、年度半ばの12月の時点で施策並びに事業の進捗状況・課題について評価している点にあります。年度終了後の点検・評価では結果を活かすには一年余を要することになることが多く、速やかに次年度に活かせる島田市のしくみは他市にない取り組みと言えます。

教育委員会としては、これまでも教育の発展と充実のために様々な事業に取り組み、その結果の見直しや修正を行い、改善を重ねてきました。

様々な問題が生じてきますが、その問題解決に当たるとともに今後も「行動する教育委員会」として市民の皆様の信頼を得られる教育行政を推進していきたいと思っております。また、学校現場におきましては、子どもたちの『心を育てること』を教育方針に据え、具現化できるように努めていきます。

平成25年2月

島田市教育委員会委員長 高橋典子

目 次

I	教育委員会に関する事務の点検・評価の概要	1
II	事務事業評価シートの見方	3
III	教育委員会事業体系図	5
IV	事務事業評価シート	
1	教育委員会	
1-1	教育委員活動	7
2	教育総務課	
2-1	小中学校運営支援事業	8
2-2	小中学校施設維持管理事業	9
2-3	幼児教育運営支援事業	10
3	学校教育課	
3-1	「豊かな心」の育成事業	11
3-2	確かな学力育成事業	12
3-3	「健康な体」の育成に向けた事業	13
3-4	学校給食管理運営事業	14
3-5	新共同調理場整備事業	15
4	社会教育課	
4-1	社会教育講座開催事業	16
4-2	社会教育施設管理運営事業	17
4-3	子育て支援、家庭教育推進事業	18
4-4	青少年健全育成事業	19
5	文化課	
5-1	博物館運営管理事業	20
5-2	指定文化財等の保護・保存及び活用事業	21
5-3	自主文化事業・市民文化活動支援事業	22
5-4	文化施設管理運営事業 (市民会館・プラザおおるり・金谷生きがいセンター、川根文化センター)	23
6	図書館	
6-1	図書館サービスの充実事業	24
6-2	読書活動推進事業	25
6-3	新島田図書館整備事業	26
V	外部評価委員の意見	27